

広島県運転免許センター施設内
デジタルサイネージ広告掲載事業募集要領
[令和8年度一般競争入札]

○ 申込受付期間

令和8年5月7日(木)から

令和8年5月19日(火)まで

○ 開 札 日

令和8年6月5日(金)

広島県警察本部総務部施設課

入札申込からデジタルサイネージ設置までの流れ

① 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和8年5月7日（木）から令和8年5月19日（火）まで
午前8時30分から午後5時まで
※閉庁日（土・日曜日及び祝祭日）は受付を行いません。（以下同じ）
受付場所：広島県警察本部総務部施設課管財係（広島市中区基町9番42号）

② 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和8年5月7日（木）から令和8年6月1日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで
質問方法：質問書を持参、電子メール又は郵送等により提出してください。
回答方法：広島県警察のホームページにおいて公表することにより行います。

③ 入札書の提出

持参により提出してください。電報、郵送等による提出は認めません。

④ 入札及び開札

日 時：令和8年6月5日（金） 午前10時30分
場 所：広島県庁舎東館18階会議室（広島市中区基町9番42号）

⑤ 契約の締結

契約締結期限は、落札通知を受けた日から5開庁日以内です。

⑥ 貸付料の支払

貸付料は、広島県が発行する納入通知書により金融機関窓口から納付していただきます。

⑦ 契約期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日（5年間）
※更新はありません。

⑧ デジタルサイネージ設置

デジタルサイネージの設置は、令和8年10月1日（木）（午前8時30分）以降とします。
なお、事前に広島県警察とデジタルサイネージ設置事業者との協議により、設置時間等を変更する場合があります。

広島県運転免許センター施設内 デジタルサイネージ広告掲載事業募集要領 (一般競争入札)

広島県警察では、次のとおり広島県運転免許センターにデジタルサイネージによる広告掲載をする事業者（以下「広告掲載事業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、デジタルサイネージによる広告掲載を希望される事業者を対象に、一般競争入札により広告掲載事業者を決定します。入札へ参加を希望される方は、この募集要領のほか、「広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業仕様書」（以下「仕様書」という。）、「広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業賃貸借契約書（案）」及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の概要

広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業

(2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、歳入を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

(3) 貸付施設の概要

施設名称	広島県運転免許センター
所在地	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広告媒体	デジタルサイネージ
開庁日	日曜日（祝日と重なる日を含む。）から金曜日まで
閉庁日	土曜日、祝休日、12月29日から1月3日まで
年間利用者数	約31万人
主な利用者	運転免許更新者、運転免許試験受験者、各種講習受講者

(4) 募集の仕様

仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日（5年間）

※更新はありません。

(6) 募集価格

貸付期間中の貸付料は、9,504,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以上とします。

(7) 契約に当たっての留意事項

ア 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき行われる、デジタルサイネージを設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により終了し、契約の更新はありません。

イ 地方自治法第238条の4第5項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。

ウ 広告掲載事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

エ 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所へのデジタルサイネージの設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがあります。

(8) 貸付料

デジタルサイネージ設置期間中の貸付料は、落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

なお、貸付料（落札価格）にはデジタルサイネージ稼働に必要な光熱水費は含まないものとします。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A広告・広報」の資格を認定されているものであること。
- (4) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 入札までのスケジュール等

(1) 仕様書等の交付場所、交付期間及び交付方法

交付期間	令和8年5月7日（木）～令和8年5月19日（火） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日（土・日曜日及び祝祭日。以下同じ。）は交付しません。
交付方法	交付場所で受け取る又は広島県ホームページからダウンロードしてください。
交付場所	広島県警察本部総務部施設課管財係 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268

(2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県警察の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年5月7日（木）～令和8年5月19日（火） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日は受付を行いません。
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第1）に必要事項を記入し、誓約書（様式第2）を添付して、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の受付期間内に必着するようお願いいたします。
提出場所	3-(1) 交付場所に同じ。

※ 郵送等により送付する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定

する信書便の役務のうちこれらに準ずるものにより送付してください。以下、この要領において「郵送等」とある場合はすべて同じようにしてください。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して令和8年5月22日(金)までに書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができます。

提出期限	令和8年5月27日(水)午後5時
提出方法	説明要求の書面(様式自由、要代表者印)により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。
回答期限	令和8年5月29日(金)

(3) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この要領、仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年5月7日(木)～令和8年6月1日(月) 午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。) ※閉庁日は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業に関する質問書(様式第3)に記入の上、持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。 郵送等による場合は、上記の受付期間内に必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。

イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、令和8年6月3日(水)までに広島県警察のホームページにおいて公表します。

(4) 現地見学について

現地見学については予定してはおりませんが、必要な場合は広島県警察本部交通部運転免許課庶務係へ連絡し、見学日時等の調整した上で、実施してください。

4 入札について

(1) 入札書の提出方法

持参により提出してください。電報、郵送等による提出は認めません。

(2) 入札書の提出期限

令和8年6月5日(金) 午前10時30分

(3) 入札書の提出場所

広島県庁舎東館18階会議室(広島市中区基町9番42号)

(4) 留意事項

入札の受付は、入札開始時刻の5分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

また、入札に当たっては次のものが必要となりますので、持参してください。

ア 入札書(様式第4)

- イ 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- ウ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- エ 委任状（様式第5）（代理人によって入札する場合）

5 開札について

- (1) 開札日時
令和8年6月5日（金） 午前10時30分
- (2) 開札場所
広島県庁舎東館18階会議室（広島市中区基町9番42号）

6 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立合いの下で行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定に基づき、広島県警察が予定する貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

7 入札に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 入札の無効
次に該当するときは、その入札は無効とします。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
 - ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載方法等
 - ア 入札書（様式第4）には、契約期間全体（5年間）の貸付料を記載してください。
 - イ 消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた年額を入札書に記載してください。
 - ウ この要領（別紙を含む。）及び仕様書を熟読の上、入札してください。この場合において、要領等についての不知又は不明を理由として、入札書提出後に異議を申し立てることはできません。
- (4) 落札者等の通知
開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはそ

の旨を、入札者に知らせます。

8 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内（閉庁日を除く。）に、別添「広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業貸借契約書(案)」に基づき広島県警察とデジタルサイネージ設置に係る貸借の契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約の締結後速やかに、様式集の財産借受願（様式第7）及び連帯保証人届（様式第8）を広島県警察に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書は3通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 連帯保証人届（様式第8）には、次の書類を添付してください。

(ア) 連帯保証人が個人の場合

身分証明書（市町村発行のもの）

印鑑登録証明書

広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書）

(イ) 連帯保証人が法人の場合

商業登記全部事項証明書（現在又は履歴事項証明書）

印鑑証明書

広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書）

企業概要の資料

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和9年度の納付金額相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

9 貸付料の支払方法

(1) 貸付料は、広島県が発行する納入通知書により、次のとおり納付しなければなりません。

ア 令和8年度分

令和8年9月30日（水）までに納付

イ 令和9年度以降分

年度毎に4月30日までに納付

- (2) 納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。
- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

10 その他の留意事項

- (1) 広告掲載事業関連規定の遵守

広島県警察と本件デジタルサイネージ広告掲載事業に係る賃貸借契約を締結した広告掲載事業者は、本要領のほか、仕様書及び広島県運転免許センター施設内デジタルサイネージ広告掲載事業賃貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

- (2) 他の広告掲載事業の実施

ア 本要領に基づくデジタルサイネージ広告掲載事業のほか、同時期に壁面広告掲載事業の公募も実施します。

イ 広島県警察は、契約期間中に新たな広告掲載事業を実施しようとするときは、あらかじめ広告掲載事業者と協議し、本要領に基づくデジタルサイネージ広告掲載事業の実施を妨げるものがないよう配慮するものとします。

- (3) デジタルサイネージの設置方法等

具体的なデジタルサイネージの設置方法等については、仕様書に定めるほか広島県警察と広告掲載事業者が協議の上決定します。

- (4) デジタルサイネージ設置に係る経費

デジタルサイネージの設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、広告掲載事業者の負担とします。

- (5) デジタルサイネージの撤去

契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県警察に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第9）を提出しなければなりません。

- (6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

- (7) 広告掲載事業者の責任

ア 広告掲載事業者は、デジタルサイネージ設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ デジタルサイネージ設置に関して第三者に損害を与えた場合は、広告掲載事業者の責任及び負担において解決するものとします。

- (8) 契約手続において使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位